平成２７年３月２０日

公表資料の修正（新旧対照表）

平成２７年１月３０日に公表した「高浜町１番住宅等大規模集約事業」公表資料の一部を次のように修正する。

◆　入札説明書　変更箇所　新旧対照表（変更箇所は下線部）（平成 27 年 3 月 20 日公表）

箇所	変更後(平成 27 年 3 月 20 日修正公表)	変更前（平成 27 年 1 月 30 日公表）
P11	(d)高浜事業用地においては、JV の代表構成員は建設業法第 26 条第２項の規定による監理技術者（以下「監理技術者」という。）を専任かつ常駐で配置し、その他の構成員は主任技術者を専任で配置すること。また、代表企業の監理技術者が市との窓口役となるとともに、その他の構成員の主任技術者を統括すること。翠ヶ丘事業用地においては、事業者提案に基づき、法令を遵守し、適切に技術者の配置を行うこと。	(d)高浜事業用地においては、構成企業ごとに建設業法第26条第２項の規定による監理技術者（以下「監理技術者」という。）を専任かつ常駐で配置し、代表企業の監理技術者が統括監理技術者として市との窓口役となるとともに、その他の構成企業の監理技術者を統括すること。翠ヶ丘事業用地においては、事業者提案に基づき、法令を遵守し、適切に技術者の配置を行うこと。
P21	【活用対象跡地取得費用の最低売却価格】 ※活用跡地取得費用の最低売却価格は総額で,433,380,410円とする。 南宮町：敷地面積　　：1,933.47㎡ 　　　　最低売却単価：155,000円／㎡ 浜町　：敷地面積　　：4,907.76㎡ 　　　　最低売却単価：231,000 円／㎡	【活用対象跡地取得費用の最低売却価格】 南宮町：敷地面積　：1,960.49㎡ 　　　　最低売却単価：155,000円／㎡ 浜町　：敷地面積　：4,907.76㎡ 　　　　最低売却単価：231,000円／㎡

◆　要求水準書　変更箇所　新旧対照表（変更箇所は下線部）（平成 27 年 3 月 20 日公表）

<table>
<tr><th>箇所</th><th>変更後(平成 27 年 3 月 20 日修正公表)</th><th>変更前（平成 27 年 1 月 30 日公表）</th></tr>
<tr><td>P15</td><td>(ｴ)
<table>
<tr><td>整備する住戸タイプ</td><td>住戸専用面積※</td><td>戸　数</td></tr>
<tr><td>①１ＤＫ</td><td>約 40 ㎡</td><td>165戸±５戸</td></tr>
<tr><td>②２ＤＫ</td><td>約 55 ㎡</td><td>128戸±５戸</td></tr>
<tr><td>③３ＤＫ</td><td>約 75 ㎡</td><td>55戸±２戸</td></tr>
<tr><td>④車いす２ＤＫ</td><td>約 65 ㎡</td><td>２戸</td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td>350戸</td></tr>
</table></td><td>(ｴ)
<table>
<tr><td>整備する住戸タイプ</td><td>住戸専用面積※</td><td>戸　数</td></tr>
<tr><td>①１ＤＫ</td><td>約 40 ㎡</td><td>165戸±５戸</td></tr>
<tr><td>②２ＤＫ</td><td>約 55 ㎡</td><td>128戸±５戸</td></tr>
<tr><td>③３ＤＫ</td><td>約 75 ㎡</td><td>55戸±２戸</td></tr>
<tr><td>④車いす２ＤＫ</td><td>約 55 ㎡</td><td>２戸</td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td>350戸</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>P53</td><td>
<table>
<tr><th>区　分</th><th>南宮町市営住宅</th><th>浜町市営住宅</th></tr>
<tr><td>所在地</td><td>南宮町 16-A,B,C</td><td>浜町 13-1,2,3,4,5</td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td>1,933.47 ㎡</td><td>4,907.76 ㎡</td></tr>
<tr><td>延床面積※1</td><td>1,881.72 ㎡(3 棟計)</td><td>5,167.87 ㎡（5 棟計）</td></tr>
<tr><td>構造/階数</td><td>RC 造/3 階</td><td>RC 造/４階（3 棟）、3 階</td></tr>
<tr><td>建設年度</td><td>昭和 33 年、34 年、46 年</td><td>昭和 35 年(2 棟)、36 年、37 年、38 年</td></tr>
<tr><td>戸数</td><td>計 48 戸</td><td>計 108 戸</td></tr>
<tr><td>建ぺい率／容積率</td><td colspan="2">60%／200%</td></tr>
<tr><td>用途地域</td><td>第一種中高層住居専用地域</td><td>第一種中高層住居専用地域
（東側一部：第二種中高層住居専用地域）</td></tr>
<tr><td>高度地区</td><td colspan="2">第 2 種高度地区</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">外壁の後退距離※2、芦屋景観地区　等</td></tr>
</table></td><td>
<table>
<tr><th>区　分</th><th>南宮町市営住宅</th><th>浜町市営住宅</th></tr>
<tr><td>所在地</td><td>南宮町 16-A,B,C</td><td>浜町 13-1,2,3,4,5</td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td>1,960.49 ㎡</td><td>4,907.76 ㎡</td></tr>
<tr><td>延床面積※1</td><td>1,881.72 ㎡(3 棟計)</td><td>5,167.87 ㎡（5 棟計）</td></tr>
<tr><td>構造/階数</td><td>RC 造/3 階</td><td>RC 造/４階（3 棟）、3 階</td></tr>
<tr><td>建設年度</td><td>昭和 33 年、34 年、46 年</td><td>昭和 35 年(2 棟)、36 年、37 年、38 年</td></tr>
<tr><td>戸数</td><td>計 48 戸</td><td>計 108 戸</td></tr>
<tr><td>建ぺい率／容積率</td><td colspan="2">60%／200%</td></tr>
<tr><td>用途地域</td><td>第一種中高層住居専用地域</td><td>第一種中高層住居専用地域
（東側一部：第二種中高層住居専用地域）</td></tr>
<tr><td>高度地区</td><td colspan="2">第 2 種高度地区</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">外壁の後退距離※2、芦屋景観地区　等</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>箇所</th><th>変更後(平成 27 年 3 月 20 日修正公表)</th><th>変更前（平成 27 年 1 月 30 日公表）</th></tr>
<tr><td>別紙１
施設設
計要領</td><td>第2 共同住宅等
（中略）
<table><tr><td colspan="2">■共用部分</td></tr><tr><td>給水ポンプ室</td><td>・原則芦屋市上下水道部「給水装置工事施行基準に基づき施工すること。
・受水槽及び受水槽ポンプ室の設置場所を確保し、下記の設備等を設置する。
関係者出入扉、温度センサーによる換気扇、給気口、騒音及び振動対策、
排水配管、LED 照明・コンセント(ポンプ室分電盤より配線配管)
電話回線等 ・各バルブは、ナイロンコーティング仕様とする。</td></tr></table></td><td>第2 共同住宅等
（中略）
<table><tr><td colspan="2">■共用部分</td></tr><tr><td>給水ポンプ室</td><td>・原則芦屋市上下水道部「給水装置工事施行基準に基づき施工すること。
・直結増圧形ポンプユニットの設置場所を確保し、下記の設備等を設置する。
関係者出入扉、温度センサーによる換気扇、給気口、騒音及び振動対策、
排水配管、LED 照明・コンセント(ポンプ室分電盤より配線配管)
電話回線等 ・各バルブは、ナイロンコーティング仕様とする。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>別添資
料１</td><td>「1―1 現況図」
「1－7 地下埋設物状況図」</td><td>（差替え）</td></tr>
<tr><td>別添資
料１</td><td>「１－９ 土壌汚染調査」
「１－10 土質調査」
「１－11 既存クラブハウス資料」</td><td>（追加）</td></tr>
<tr><td>別添資
料３</td><td>「３―１ 既存住宅概要」
<table><tr><td>敷地面積</td><td>1,933.47 ㎡</td></tr></table></td><td>「３―１ 既存住宅概要」
<table><tr><td>敷地面積</td><td>1,960.49 ㎡</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>別添資
料３</td><td>「３－２ 現況図」</td><td>（差替え）</td></tr>
<tr><td>別添資
料３</td><td>「３－３ 敷地求積図」
地積修正</td><td></td></tr>
</table>

◆　提案様式集　変更箇所新旧対照表（変更箇所は下線部）（平成 27 年 3 月 20 日公表）

箇所	変更後（平成 27 年 3 月 20 日修正公表）	変更前（平成 27 年 1 月 30 日公表）
P1	提出書類一覧（中略）（下表参照）（略）	提出書類一覧（中略）（下表参照）（略）

変更後（平成 27 年 3 月 20 日修正公表）

提出書類一覧

（中略）

様式 1-2	入札説明書等に関する質問書	1	A4	MS-Excel	@1 枚／1 質問
様式 1-3	質問回答の内容に関する再質問書	1	A4	MS-Excel	@1 枚／1 質問
	（中略）				
様式 2-12	余剰地等活用企業に関する資格	1	A4	MS-Word	適宜
	（中略）				
様式 5-2	建替住宅等及び消防高浜分署の建築概要	26	A4	MS-Word	1 枚
様式 5-3	建替住宅等面積表	26	A4	MS-Word	適宜
様式 5-4	建替住宅住棟別床面積表	26	A4	MS-Word	適宜
様式 5-5	余剰地等に整備する民間住宅等の建築概要	26	A4	MS-Word	適宜
様式 5-6	余剰地等に整備する民間住宅等の概要	26	A4	MS-Word	2 枚以内
様式 5-7	鳥瞰図	26	A3	PDF	各 1 枚
様式 5-8	高浜事業用地全体配置図	26	A3	PDF	各 1 枚
様式 5-9	高浜事業用地全体動線計画図	26	A3	PDF	各 1 枚
様式 5-10	建替住宅等内外部仕上表	26	A3	PDF	適宜
様式 5-11	建替住宅等各階平面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-12	建替住宅等断面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-13	建替住宅等立面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-14	建替住宅等各住戸平面詳細図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-15	消防高浜分署各階平面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-16	消防高浜分署断面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-17	消防高浜分署立面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-18	日影図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-19	壁面等時間日影図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-20	事業実施工程表	26	A3	PDF	2 枚以内
様式 5-21	民間住宅等各階平面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-22	民間住宅等立面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-23	民間住宅等断面図	26	A3	PDF	適宜

（略）

変更前（平成 27 年 1 月 30 日公表）

提出書類一覧

（中略）

様式 1-2	入札説明書等に関する質問書	1	A4	MS-Excel	@1 枚／1 質問
	（中略）				
様式 2-12	余剰地活用企業に関する資格	1	A4	MS-Word	適宜
	（中略）				
様式 5-2	建築概要	26	A4	MS-Word	1 枚
様式 5-3	市営住宅面積表	26	A4	MS-Word	適宜
様式 5-4	住棟別床面積表	26	A4	MS-Word	適宜
様式 5-5	鳥瞰図	26	A3	PDF	各 1 枚
様式 5-6	団地全体配置図	26	A3	PDF	各 1 枚
様式 5-7	団地全体動線計画図	26	A3	PDF	各 1 枚
様式 5-8	市営住宅内外部仕上表	26	A3	PDF	適宜
様式 5-9	市営住宅各階平面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-10	市営住宅断面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-11	市営住宅立面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-12	市営住宅各住戸平面詳細図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-13	消防高浜分署各階平面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-14	消防高浜分署断面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-15	消防高浜分署立面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-16	日影図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-17	壁面等時間日影図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-18	事業実施工程表	26	A3	PDF	2 枚以内
様式 5-19	民間住宅等各階平面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-20	民間住宅等立面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-21	民間住宅等断面図	26	A3	PDF	適宜

（略）

<table>
<tr><th>箇所</th><th>変更後（平成 27 年 3 月 20 日修正公表）</th><th>変更前（平成 27 年 1 月 30 日公表）</th></tr>
<tr><td>P3</td><td>エ　第二次審査提出書類～事業提案書及び設計図書（様式 4-5～5-23）について
（中略）
・事業提案書及び設計図書（様式 4-5～5-23）一式の電子媒体（CD－ROM）を１セット提出する。</td><td>エ　第二次審査提出書類～事業提案書及び設計図書（様式 4-5～5-21）について
（中略）
・事業提案書及び設計図書（様式 4-5～5-21）一式の電子媒体（CD－ROM）を１セット提出する。</td></tr>
<tr><td>P7</td><td>（様式 1-3）
「入札説明書等に関する質問の回答に関する再質問書」</td><td>（追加）</td></tr>
<tr><td>P16</td><td>（様式 2-7）
建設企業に関する資格
■担当予定の監理技術者
<table><tr><td>監理技術者名</td><td></td></tr><tr><td>監理技術者経歴</td><td></td></tr><tr><td>資格及び登録番号</td><td></td></tr></table></td><td>（様式 2-7）
建設企業に関する資格
■担当予定の統括監理技術者
<table><tr><td>統括監理技術者名</td><td></td></tr><tr><td>統括監理技術者経歴</td><td></td></tr><tr><td>資格及び登録番号</td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>P22</td><td>（様式 2-12）
余剰地等活用企業に関する資格
■余剰地等活用企業名
<table><tr><td>余剰地等活用企業の役割</td><td>１.余剰地等活用代表者　２.余剰地等活用企業</td></tr><tr><td>所在地</td><td></td></tr><tr><td>商号又は名称</td><td></td></tr><tr><td>代表者氏名</td><td></td></tr></table>
■余剰地等活用に係る提案内容と同等又は類似の事業に係る実績（代表的なもの一つ）
（略）</td><td>（様式 2-12）
余剰地活用企業に関する資格
■余剰地等活用企業名
<table><tr><td>余剰地活用企業の役割</td><td>１.余剰地活用代表者　２.余剰地活用企業</td></tr><tr><td>所在地</td><td></td></tr><tr><td>商号又は名称</td><td></td></tr><tr><td>代表者氏名</td><td></td></tr></table>
■余剰地活用に係る提案内容と同等又は類似の事業に係る実績（代表的なもの一つ）
（略）</td></tr>
</table>

箇所	変更後（平成 27 年 3 月 20 日修正公表）	変更前（平成 27 年 1 月 30 日公表）
P30	（様式 4-3） （1）市営住宅等整備費内訳	（様式 4-3） （1）市営住宅等整備費内訳

変更後（平成 27 年 3 月 20 日修正公表）

（様式 4-3）

（1）市営住宅等整備費内訳

項　目	金　額
事前調査に関する業務に係る費用	円
測量調査、地質調査等	円
アスベスト含有材使用状況調査費	円
既存住宅等の解体撤去に関する業務に係る費用	円
建替住宅等の整備に関する業務に係る費用	円
基本設計・実施設計費	円
建設工事費	円
建築工事費	円
地業工事費	円
電気設備工事費	円
昇降機工事費	円
機械設備工事費	円
付属施設工事費	円
構内舗装等外構工事費	円
その他（　　　　　　　　）	円
工事監理費	円
社会福祉施設用地の敷地整備費	円
性能評価取得費（設計・建設）	円
各種保険	円
化学物質測定費	円
消防高浜分署の整備に関する業務に係る費用	円
基本設計・実施設計費	円

変更前（平成 27 年 1 月 30 日公表）

（様式 4-3）

（1）市営住宅等整備費内訳

項　目	金　額
測量調査、地質調査等	円
アスベスト含有材使用状況調査費	円
既存住宅等解体撤去費	円
建替住宅等設計費	円
工事監理費	円
建替住宅等建設費	円
建築工事費	円
地業工事費	円
電気設備工事費	円
昇降機工事費	円
機械設備工事費	円
付属施設工事費	円
構内舗装等外構工事費	円
その他（　　　　　　　　）	円
公共公益施設等整備費	円
周辺影響調査費（周辺家屋調査等）	円
近隣対応・対策費	円
各種保険	円
性能評価取得費（設計・建設）	円
化学物質測定費	円
各種申請手数料、分担金等	円
建設期間中金利等	円
その他諸経費（　　　　　　　　）	円
合　計	円

箇所	変更後(平成 27 年 3 月 20 日修正公表)	変更前（平成 27 年 1 月 30 日公表）
	(table continued below)	

建設工事費	円
建築工事費	円
地業工事費	円
電気設備工事費	円
昇降機工事費	円
機械設備工事費	円
構内舗装等外構工事費	円
その他（　　　　　　　）	円
工事監理費	円
周辺影響調査費（周辺家屋調査等）	円
近隣対応・対策費	円
各種申請手数料、分担金等	円
建設期間中金利等	円
その他諸経費（　　　　　　　）	円
合　計	円

P32

変更後(平成 27 年 3 月 20 日修正公表)

（様式 4-4）

② 活用対象跡地（南宮町市営住宅跡地）の対価

単価	円／㎡
活用対象跡地の面積	1,933.47 ㎡
活用対象跡地の対価	円

③ 活用対象跡地（浜町市営住宅跡地）の対価

単価	円／㎡
活用対象跡地の面積	4,907.76 ㎡
活用対象跡地の対価	円

変更前（平成 27 年 1 月 30 日公表）

（様式 4-4）

② 活用対象跡地（南宮町市営住宅跡地）の対価

単価	円／㎡
余剰地の面積	1,960.49 ㎡
余剰地の対価	円

③ 活用対象跡地（浜町市営住宅跡地）の対価

単価	円／㎡
余剰地の面積	4,907.76 ㎡
余剰地の対価	円

<table>
<tr><th>箇所</th><th>変更後（平成 27 年 3 月 20 日修正公表）</th><th>変更前（平成 27 年 1 月 30 日公表）</th></tr>
<tr><td></td><td>
（対価支払額の割合）
①　余剰地の対価
<table>
<tr><th>余剰地等活用企業名</th><th>割合</th></tr>
<tr><td></td><td>%</td></tr>
<tr><td></td><td>%</td></tr>
<tr><td></td><td>%</td></tr>
</table>
②　活用対象跡地（南宮町市営住宅跡地）の対価
<table>
<tr><th>余剰地等活用企業名</th><th>割合</th></tr>
<tr><td></td><td>%</td></tr>
<tr><td></td><td>%</td></tr>
<tr><td></td><td>%</td></tr>
</table>
③　活用対象跡地（浜町市営住宅跡地）の対価
<table>
<tr><th>余剰地等活用企業名</th><th>割合</th></tr>
<tr><td></td><td>%</td></tr>
<tr><td></td><td>%</td></tr>
<tr><td></td><td>%</td></tr>
</table>
</td><td>
（対価支払額の割合）
①　余剰地の対価
<table>
<tr><th>余剰地活用企業名</th><th>割合</th></tr>
<tr><td></td><td>%</td></tr>
<tr><td></td><td>%</td></tr>
<tr><td></td><td>%</td></tr>
</table>
②　活用対象跡地（南宮町市営住宅跡地）の対価
<table>
<tr><th>余剰地活用企業名</th><th>割合</th></tr>
<tr><td></td><td>%</td></tr>
<tr><td></td><td>%</td></tr>
<tr><td></td><td>%</td></tr>
</table>
③　活用対象跡地（浜町市営住宅跡地）の対価
<table>
<tr><th>余剰地活用企業名</th><th>割合</th></tr>
<tr><td></td><td>%</td></tr>
<tr><td></td><td>%</td></tr>
<tr><td></td><td>%</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>箇所</th><th>変更後（平成 27 年 3 月 20 日修正公表）</th><th>変更前（平成 27 年 1 月 30 日公表）</th></tr>
<tr><td>P38</td><td>
<table>
<tr><th colspan="5">２　施設計画に関する要求水準</th></tr>
<tr><td rowspan="10">（１）市営住宅（建替住宅）</td><td colspan="2">①　建替住宅用地
「芦屋市すみよいまちづくり条例」に基づき、建替住宅用地の敷地面積は、15,750（350 戸×45 ㎡/戸）㎡以上確保すること。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="9">①　住戸数及び住戸構成
ア　事業者は、建替住宅において 350 戸の市営住宅を整備するものとする。
イ　建替住宅用地全体の住戸タイプ別の整備戸数は右のとおりとする。なお、車いす住戸は１階に確保すること。
ウ　整備する住戸は、左右反転タイプを除き、各タイプは同一の間取りとすること。</td><td rowspan="2">１ＤＫ</td><td>専用面積約 40 ㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>戸数 165 戸±５戸</td><td>戸</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２ＤＫ</td><td>専用面積約 55 ㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>戸数 128 戸±５戸</td><td>戸</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３ＤＫ</td><td>専有面積約 75 ㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>戸数 55 戸±２戸</td><td>戸</td></tr>
<tr><td rowspan="2">車いす２ＤＫ</td><td>専有面積約 <u>65</u> ㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>戸数 ２戸</td><td>戸</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
（略）
</td><td>
<table>
<tr><th colspan="5">２　施設計画に関する要求水準</th></tr>
<tr><td rowspan="10">（１）市営住宅（建替住宅）</td><td colspan="2">①　建替住宅用地
「芦屋市すみよいまちづくり条例」に基づき、建替住宅用地の敷地面積は、15,750（350 戸×45 ㎡/戸）㎡以上確保すること。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="9">①　住戸数及び住戸構成
ア　事業者は、建替住宅において 350 戸の市営住宅を整備するものとする。
イ　建替住宅用地全体の住戸タイプ別の整備戸数は右のとおりとする。なお、車いす住戸は１階に確保すること。
ウ　整備する住戸は、左右反転タイプを除き、各タイプは同一の間取りとすること。</td><td rowspan="2">１ＤＫ</td><td>専用面積約 40 ㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>戸数 165 戸±５戸</td><td>戸</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２ＤＫ</td><td>専用面積約 55 ㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>戸数 128 戸±５戸</td><td>戸</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３ＤＫ</td><td>専有面積約 75 ㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>戸数 55 戸±２戸</td><td>戸</td></tr>
<tr><td rowspan="2">車いす２ＤＫ</td><td>専有面積約 <u>55</u> ㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>戸数 ２戸</td><td>戸</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
（略）
</td></tr>
<tr><td>P48</td><td>
<table>
<tr><th>チェック項目</th><th>様式 No</th><th>確認</th></tr>
<tr><td colspan="3">第３　附帯施設</td></tr>
</table>
（略）
</td><td>
<table>
<tr><th>チェック項目</th><th>様式 No</th><th>確認</th></tr>
<tr><td colspan="3">第３　附帯施設<u>等</u></td></tr>
</table>
（略）
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>箇所</th><th>変更後（平成 27 年 3 月 20 日修正公表）</th><th>変更前（平成 27 年 1 月 30 日公表）</th></tr>
<tr><td>P74</td><td>（様式 5-2）
建替住宅等及び消防高浜分署の建築概要
<table>
<tr><td colspan="4">□建替住宅等</td></tr>
<tr><td>区域面積</td><td>㎡</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>建築面積</td><td>㎡</td><td>建ぺい率</td><td>%</td></tr>
<tr><td>延床面積</td><td>㎡</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>容積対象面積</td><td>㎡</td><td>容 積 率</td><td>%</td></tr>
<tr><td>最高高さ</td><td>㎡</td><td>駐車台数</td><td>台</td></tr>
</table></td><td>（様式 5-2）
建替住宅等及び消防高浜分署の建築概要
<table>
<tr><td colspan="4">□市営住宅（建替住宅）</td></tr>
<tr><td>区域面積</td><td>㎡</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>建築面積</td><td>㎡</td><td>建ぺい率</td><td>%</td></tr>
<tr><td>延床面積</td><td>㎡</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>容積対象面積</td><td>㎡</td><td>容 積 率</td><td>%</td></tr>
<tr><td>最高高さ</td><td>㎡</td><td>駐車台数</td><td>台</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>P75</td><td>（様式 5-3）
建替住宅等面積表
（略）</td><td>（様式 5-3）
市営住宅面積表
（略）</td></tr>
<tr><td>P76</td><td>（様式 5-4）
建替住宅住棟別床面積表
（略）</td><td>（様式 5-4）
住棟別床面積表
（略）</td></tr>
<tr><td>P77</td><td>（様式 5-5）
余剰地等に整備する民間住宅等の建築概要
<table>
<tr><td colspan="4">□余剰地に整備する民間住宅等</td></tr>
<tr><td>建築物の用途</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>区域面積（敷地面積）</td><td>㎡</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>建築面積</td><td>㎡</td><td>建ぺい率</td><td>%</td></tr>
<tr><td>延床面積</td><td>㎡</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>容積対象面積</td><td>㎡</td><td>容 積 率</td><td>%</td></tr>
<tr><td>最高高さ</td><td>㎡</td><td>駐車台数</td><td>台</td></tr>
</table></td><td>（追加）</td></tr>
</table>

箇所	変更後（平成 27 年 3 月 20 日修正公表）	変更前（平成 27 年 1 月 30 日公表）
	（下記参照）	

□活用対象跡地（南宮町市営住宅跡地）に整備する民間住宅等

建築物の用途			
区域面積（敷地面積）	㎡		
建築面積	㎡	建ぺい率	%
延床面積	㎡		
容積対象面積	㎡	容 積 率	%
最高高さ	㎡	駐車台数	台

□活用対象跡地（浜町市営住宅跡地）に整備する民間住宅等

建築物の用途			
区域面積（敷地面積）	㎡		
建築面積	㎡	建ぺい率	%
延床面積	㎡		
容積対象面積	㎡	容 積 率	%
最高高さ	㎡	駐車台数	台

注）複数の敷地に分けて施設の整備を行う場合は、敷地ごとに作成すること。ただし、戸建住宅を整備する場合は、様式 5-6 において住宅の販売方法（建売・売建等の別等）、住宅の住戸形式（１ＤＫ、２ＤＫ等、適宜定義すること）、住戸形式ごとの延床面積と戸数（売建の戸建住宅の場合は、区画の面積とそれぞれの区画数）を説明すればよく、敷地ごとの作成は不要とする。

<table>
<tr><th>箇所</th><th>変更後（平成 27 年 3 月 20 日修正公表）</th><th>変更前（平成 27 年 1 月 30 日公表）</th></tr>
<tr><td>P78</td><td>（様式 5-6）
余剰地等に整備する民間住宅等の概要
＊余剰地等に整備する民間住宅等について、余剰地、活用対象跡地（南宮町市営住宅跡地及び浜町市営住宅跡地）ごとに、以下の内容を説明すること。Ａ４版２枚以内で簡潔にまとめ、記入すること。
・施設の用途（集合住宅、戸建住宅、その他機能）
・住宅の販売方法（分譲、賃貸、戸建住宅の場合は建売・売建等の別等）
・住宅の住戸形式（１ＤＫ、２ＤＫ等、適宜定義すること）、住戸形式ごとの住戸専用面積と戸数（売建の戸建住宅の場合は、区画の面積とそれぞれの区画数）
・住宅以外の機能の用途と規模</td><td>（追加）</td></tr>
<tr><td>P79</td><td>
<table>
<tr><th>様式番号</th><th>図面等名称</th><th>作成のポイント等</th><th>枚数</th></tr>
<tr><td>様式5-7</td><td>鳥瞰図</td><td>・建替住宅等及び消防高浜分署の整備及び余剰地等の活用が完了した時点をイメージした各事業用地の鳥瞰図を作成すること。（高浜事業用地、活用対象跡地それぞれについて作成すること。）</td><td>適宜</td></tr>
<tr><td>様式5-8</td><td>高浜事業用地全体配置図（縮尺：1/1000）</td><td>・高浜事業用地全体の建替住宅等（外構含む）、周辺道路及び周辺土地利用が判別できるよう図示すること。
・建替住宅等は1階平面図を図示し、住戸タイプ、床面積を記載すること。（1階平面図は、各住戸の界壁が記載されていればよい。）
・消防高浜分署は1階平面図を図示すること。
・社会福祉施設用地については、位置と規模を明示すること。
・余剰地活用業務により整備される、民間住宅等を図示すること。
・民間住宅等において戸建住宅を整備する場合には、区画毎の販売方法（建売・売建等）が判</td><td>1枚</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>様式番号</th><th>図面等名称</th><th>作成のポイント等</th><th>枚数</th></tr>
<tr><td>様式5-5</td><td>鳥瞰図</td><td>・建替住宅整備及び余剰地活用が完了した時点をイメージした事業用地全体の鳥瞰図を作成すること。</td><td>1枚</td></tr>
<tr><td>様式5-6</td><td>団地全体配置図（縮尺：1/1000）</td><td>・全体の市営住宅の住宅棟、附帯施設等（外構含む）、周辺道路及び周辺土地利用が判別できるよう図示すること。
・市営住宅の住宅棟は1階平面図を図示し、住戸タイプ、床面積を記載すること。（1階平面図は、各住戸の界壁が記載されていればよい。）
・消防高浜分署は1階平面図を図示すること。
・余剰地活用業務により整備される、民間住宅等を図示すること
・民間住宅等において戸建住宅を整備する場合には、区画毎の販売方法（建売・売建等）が判るように記載すること。（売建区画については民間住宅等の記載は不要）</td><td>1枚</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

箇所	変更後（平成 27 年 3 月 20 日修正公表）				変更前 （平成 27 年 1 月 30 日公表）			
			るように記載すること。（売建区画については民間住宅等の記載は不要）		様式5-7	団地全体動線計画図（縮尺：1/1000）	・ 団地全体配置図（様式5-6）をもとにして、災害時の避難経路、火災時の消防車等の活動場所を図示すること。 ・ 車椅子対応住戸の避難経路について、個別に図示すること。	1枚
	様式5-9	高浜事業用地全体動線計画図（縮尺：1/1000）	・高浜事業用地全体配置図（様式5-8）をもとにして、平常時の歩行者動線、車両動線を図示すること。 ・災害時の避難経路、火災時の消防車等の活動場所を図示すること。 ・車椅子対応住戸の避難経路について、個別に図示すること。	1枚	様式5-8	市営住宅内外部仕上表	・ 市営住宅の外装及び各住戸タイプの全所要室の内装(床、巾木、壁、天井の下地及び仕上げ、断熱仕様等)について、記載すること。	適宜
	様式5-10	建替住宅等内外部仕上表	・ 建替住宅等の外装及び各住戸タイプの全所要室の内装(床、巾木、壁、天井の下地及び仕上げ、断熱仕様等)について、記載すること。	適宜	様式5-9	市営住宅各階平面図（縮尺：1/300）	・ 市営住宅の各階平面図を作成し、住戸タイプ、床面積、所要室名を記載すること。 ・ 付属施設等のうち、ごみ置場、電気室及び受水槽・ポンプ室については、床面積、所要室名を記載すること。	適宜
	様式5-11	建替住宅等各階平面図（縮尺：1/300）	・ 建替住宅等の各階平面図を作成し、住戸タイプ、床面積、所要室名を記載すること。 ・ 付帯施設のうち、集会所、ごみ置場については、床面積、所要室名を記載すること。	適宜	様式5-10	市営住宅断面図（縮尺：1/300）	・市営住宅の住宅棟の断面図（X,Y 方向各 1 面以上）を作成すること。 ・ 住戸タイプを記載し、壁については各住戸の界壁が記載されていればよい。 ・敷地断面や敷地外からの斜線制限を記入し、建築基準法等の規定を満足していることを示すこと。	適宜
	様式5-12	建替住宅等断面図（縮尺：1/300）	・建替住宅等の断面図（X,Y 方向各 1 面以上）を作成すること。 ・ 住戸タイプを記載し、壁については各住戸の界壁が記載されていればよい。 ・敷地断面や敷地外からの斜線制限を記入し、建築基準法等の規定を満足していることを示すこと。	適宜	様式5-11	市営住宅立面図（縮尺：1/300）	・市営住宅の立面図を4面作成すること。	適宜
	様式5-13	建替住宅等立面図（縮尺：1/300）	・建替住宅等の立面図を4面作成すること。	適宜	様式5-12	市営住宅各住戸平面詳細図（縮尺：1/50）	・ 市営住宅の住戸タイプ別の平面詳細図を作成すること。 ・ 住戸タイプの間取り、主な電気機械設備機器のレイアウトを図示し、所要室名、床面積（所要室別）を記載すること。 ・ 基本的に住戸タイプの間取りは各住戸タイプ毎に 1 パターンとすること。但し、反転させた間取りについては記載を可とする。	適宜
	様式5-14	建替住宅各住戸平面詳細図（縮尺：1/50）	・ 建替住宅の住戸タイプ別の平面詳細図を作成すること。 ・ 住戸タイプの間取り、主な電気機械設備機器のレイアウトを図示し、所要室名、床面積（所要室別）を記載すること。 ・ 基本的に住戸タイプの間取りは各住戸タイプ毎に 1 パターンとすること。但し、反転させた間取りについては記載を可とする。	適宜	様式5-13	消防高浜分署各階平面図（縮尺：1/300）	・ 消防高浜分署の各階平面図を作成し、床面積、所要室名を記載すること。	適宜
	様式5-15	消防高浜分署各階平面図（縮尺：1/300）	・消防高浜分署の各階平面図を作成し、床面積、所要室名を記載すること。	適宜	様式5-14	消防高浜分署断面図（縮尺：1/300）	・消防高浜分署の断面図（X,Y 方向各 1 面以上）を作成すること。	適宜
	様式5-16	消防高浜分署断面図（縮尺：1/300）	・消防高浜分署の断面図（X,Y 方向各 1 面以上）を作成すること。	適宜	様式5-15	消防高浜分署立面図（縮尺：1/300）	・消防高浜分署の立面図を4面作成すること。	適宜

<table>
<tr><th>箇所</th><th>変更後（平成 27 年 3 月 20 日修正公表）</th><th>変更前（平成 27 年 1 月 30 日公表）</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>様式
5-17</td><td>消防高浜分署
立面図
（縮尺：1/300）</td><td>・消防高浜分署の立面図を4面作成すること。</td><td>適宜</td></tr>
<tr><td>様式
5-18</td><td>日影図</td><td>・建築基準法の規制内容に基づいた時刻日影図及び等時間日影図を作成すること。
・ 近隣への影響が確認できる図とすること。</td><td>適宜</td></tr>
<tr><td>様式
5-19</td><td>壁面等時間日影図</td><td>・各住棟の壁面日影図（住戸の日照時間を確認できる図）を作成すること。
・1 時間単位の日照時間毎の住戸数を表示すること
（ex.1h　3 戸、2h　150 戸、3h　15 戸／等）</td><td>適宜</td></tr>
<tr><td>様式
5-20</td><td>事業実施工程表</td><td>・ 事業契約の締結から事業完了までの工程表を作成すること。なお、工程表には事業契約書（案）の日程表の記載事項が明確に判別できるよう作成すること。
・ 設計業務については、事前調査、設計、各種申請、住宅性能評価の時期・期間を記載すること。
・ 工事監理業務については、工事監理の期間を記載すること。
・ 建設業務については、準備工事、既存住宅等の解体・除却等、地業工事、基礎工事、コンクリート工事、外装工事、内装工事、設備工事、外構工事、検査関係、住宅性能評価の時期・期間を記載すること。
・本移転の時期・期間についても記載すること。
・余剰地等活用業務については、整備する民間住宅等の販売等のスケジュール（住宅の販売等を行う戸数とその時期）を明記すること。</td><td>2枚以内</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>様式
5-16</td><td>日影図</td><td>・建築基準法の規制内容に基づいた時刻日影図及び等時間日影図を作成すること。
・ 近隣への影響が確認できる図とすること。</td><td>適宜</td></tr>
<tr><td>様式
5-17</td><td>壁面等時間日影図</td><td>・各住棟の壁面日影図（住戸の日照時間を確認できる図）を作成すること。
・1 時間単位の日照時間毎の住戸数を表示すること
（ex.1h　3 戸、2h　150 戸、3h　15 戸／等）</td><td>適宜</td></tr>
<tr><td>様式
5-18</td><td>事業実施工程表</td><td>・ 事業契約の締結から事業完了までの工程表を作成すること。なお、工程表には事業契約書（案）の日程表の記載事項が明確に判別できるよう作成すること。
・ 設計業務については、事前調査、設計、各種申請、住宅性能評価の時期・期間を記載すること。
・ 工事監理業務については、工事監理の期間を記載すること。
・ 建設業務については、準備工事、既存住宅等の解体・除却等、地業工事、基礎工事、コンクリート工事、外装工事、内装工事、設備工事、外構工事、検査関係、住宅性能評価の時期・期間を記載すること。
・本移転の時期・期間についても記載すること。</td><td>2枚以内</td></tr>
<tr><td>様式
5-19</td><td>民間住宅等各階平面図
（縮尺：1/300）</td><td>（集合住宅を整備する場合）
・ 各階平面図を図示すること。平面図には住戸タイプ、床面積、室名を記載すること。（各住戸の界壁が記載されていればよい）。
・ 共用空間及び住戸タイプの配置関係が同様となる階層についてはまとめて記載してもよい（ex2～5階平面図））。
・ 整備される主要な住戸タイプ別の平面詳細図を作成すること（住戸タイプの間取り、所要室名、床面積（所要室別）を記載）。

（戸建住宅を整備する場合）
・ 整備される主要な住戸タイプ別の平面詳細図</td><td>適宜</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

箇所	変更後（平成 27 年 3 月 20 日修正公表）				変更前（平成 27 年 1 月 30 日公表）			
	様式 5-21	民間住宅等各階平面図 （縮尺：1/300） ※提案を行う事業用地ごとに作成すること	（集合住宅を整備する場合） ・ 余剰地等における各階平面図を図示すること。平面図には住戸タイプ、床面積、室名を記載すること。（各住戸の界壁が記載されていればよい）。 ・ 共用空間及び住戸タイプの配置関係が同様となる階層についてはまとめて記載してもよい（ex2～5階平面図））。 ・ 整備される主要な住戸タイプ別の平面詳細図を作成すること（住戸タイプの間取り、所要室名、床面積（所要室別）を記載）。 （戸建住宅を整備する場合） ・ 余剰地等において整備される主要な住戸タイプ別の平面詳細図を作成すること。（住戸タイプの間取り、所要室名、床面積（所要室別）を記載）。 ・ 区画毎の販売方法（建売・売建等）が判るように記載すること。（売建区画については民間住宅等の記載は不要） （共通） ・ 1階の平面図は、周辺道路及び周辺土地利用が判別できるよう図示すること。 ・ 周辺住民の生活利便性の向上に貢献する商業・サービス機能や教育機能、福祉機能を付帯する場合、平面図には、所要室名、床面積（所要室別）を記載すること。	適宜			を作成すること。（住戸タイプの間取り、所要室名、床面積（所要室別）を記載）。	
					様式 5-20	民間住宅等立面図 （縮尺：1/300）	・余剰地における民間施設等の立面図を3面以上作成すること。	適宜
					様式 5-21	民間住宅等断面図 （縮尺：1/300）	・民間住宅等の断面図を作成すること。断面位置は任意とし、X、Y方向各1面以上を作成すること。 ・計画高さ、敷地断面や敷地外からの斜線制限を記入し、建築基準法等の規定を満足していることを示すこと。	適宜
	様式 5-22	民間住宅等立面図 （縮尺：1/300） ※提案を行う事業用地ごとに作成すること	・余剰地等における民間住宅等の立面図を3面以上作成すること。	適宜				
	様式 5-23	民間住宅等断面図 （縮尺：1/300） ※提案を行う事業用地ごとに作成すること	・余剰地等における民間住宅等の断面図を作成すること。断面位置は任意とし、X、Y方向各1面以上を作成すること。 ・計画高さ、敷地断面や敷地外からの斜線制限を記入し、建築基準法等の規定を満足していることを示すこと。	適宜				

◆　基本協定書（案）　変更箇所　新旧対照表（変更箇所は下線部）（平成 27 年 3 月 20 日公表）

箇所	変更後（平成 27 年 3 月 20 日修正公表）	変更前（平成 27 年 1 月 30 日公表）
P1	・（定義） 第１条 （中略） (14)「入札説明書等」とは、本選定手続に関し、平成 27 年 1 月 30 日に公表された入札説明書、入札説明書に添付された要求水準書、落札者決定基準、提案様式集、その他入札説明書と合わせて公表又は配布された資料及び入札説明書の公表後にこれを補足するものとして公表又は配布された資料（公表後の変更を含む。）並びに入札説明書の公表後に受け付けられた質問に対して市が行った回答及び回答とともに公表又は配布された資料をいう。 （略）	・（定義） 第１条 （中略） (14)「入札説明書等」とは、本選定手続に関し、平成 26 年 10 月 10 日に公表された入札説明書、入札説明書に添付された要求水準書、落札者決定基準、提案様式集、その他入札説明書と合わせて公表又は配布された資料及び入札説明書の公表後にこれを補足するものとして公表又は配布された資料（公表後の変更を含む。）並びに入札説明書の公表後に受け付けられた質問に対して市が行った回答及び回答とともに公表又は配布された資料をいう。 （略）

◆　事業契約書（案）　変更箇所　新旧対照表（変更箇所は下線部）（平成 27 年 3 月 20 日公表）

箇所	変更後（平成 27 年 3 月 20 日修正公表）	変更前（平成 27 年 1 月 30 日公表）
P21	・（余剰地等の対価） 第５６条　余剰地等の対価及び面積は以下のとおりとする。 （１）余剰地　対価●円　面積●㎡ （２）活用対象跡地等　対価●円　面積●㎡ ア　南宮町市営住宅の敷地及び同敷地上の既存住宅等 対価●円　敷地面積 1,933.47 ㎡ イ　浜町市営住宅の敷地及び同敷地上の既存住宅等 対価●円　敷地面積 4,907.76 ㎡ （略）	（余剰地等の対価） 第５６条　余剰地等の対価及び面積は以下のとおりとする。 （１）余剰地　対価●円　面積●㎡ （２）活用対象跡地等　対価●円　面積●㎡ ア　南宮町市営住宅の敷地及び同敷地上の既存住宅等 対価●円　敷地面積 1,960.49 ㎡ イ　浜町市営住宅の敷地及び同敷地上の既存住宅等 対価●円　敷地面積 4,907.76 ㎡ （略）
P23	・（余剰地等の整備等） （中略） ８　構成企業は，余剰地等の所有権を第三者に移転するときは，当該第三者に対し，市及び構成企業に対する第６項及び第７項と同内容の義務を書面にて義務づけなければならない。ただし，第７項については，余剰地等の所有権移転の日から５年を経過したときは，この限りでない。 （中略） 10　全構成企業が、余剰地等活用企業として当該余剰地等活用企業以外の企業を追加の余剰地等活用企業として参加させることを市の定める（追加参加企業が本事業契約等に基づき余剰地等活用企業が負担する一切の契約上の地位を重畳的に承継することを確約すること等を内容とする）様式に基づき申請し、市が当該企業を余剰地等活用企業として構成企業に加えることが適切であると判断した場合には、市は当該企業を余剰地等活用企業として構成企業に加えることができる。ただし、余剰地等活用企業の数は総数３社を上限とする。なお、市は余剰地等活用企業として構成企業に加えることを認めない場合であっても、その理由を開示する義務を負わない。	・（余剰地等の整備等） （中略） ８　構成企業は，余剰地等の所有権を第三者に移転するときは，当該第三者に対し，市及び構成企業に対する第６項及び第７項と同内容の義務を書面にて義務づけなければならない。ただし，第６項については，余剰地等の所有権移転の日から５年を経過したときは，この限りでない。 （中略）

<table>
<tr><th>箇所</th><th>変更後（平成 27 年 3 月 20 日修正公表）</th><th>変更前（平成 27 年 1 月 30 日公表）</th></tr>
<tr><td>別紙１
定義集</td><td>(44)「入札説明書等」とは、本選定手続に関し、平成 27 年１月 30 日に公表された入札説明書、入札説明書に添付された要求水準書、落札者決定基準、提案様式集、その他入札説明書と合わせて公表又は配布された資料及び入札説明書の公表後にこれを補足するものとして公表又は配布された資料（公表後の変更を含む。）をいう。</td><td>(44)「入札説明書等」とは、本選定手続に関し、平成 27 年１月●日に公表された入札説明書、入札説明書に添付された要求水準書、落札者決定基準、提案様式集、その他入札説明書と合わせて公表又は配布された資料及び入札説明書の公表後にこれを補足するものとして公表又は配布された資料（公表後の変更を含む。）をいう。</td></tr>
<tr><td>別紙４
事業用地</td><td>２．活用対象跡地
<table>
<tr><th>区　分</th><th>南宮町市営住宅</th><th>浜町市営住宅</th></tr>
<tr><td>所在地</td><td>南宮町 16-A,B,C</td><td>浜町 13-1,2,3,4,5</td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td>1,933.47 ㎡</td><td>4,907.76 ㎡</td></tr>
<tr><td>延床面積※1</td><td>1,881.72 ㎡（3 棟計）</td><td>5,167.87 ㎡（5 棟計）</td></tr>
<tr><td>構造/階数</td><td>RC 造/3 階</td><td>RC 造/４階（3 棟）、3 階（2 棟）</td></tr>
<tr><td>建設年度</td><td>昭和 33 年,34 年,46 年</td><td>昭和 35 年(2 棟),36 年,37 年,38 年</td></tr>
<tr><td>戸数</td><td>計 48 戸</td><td>計 108 戸</td></tr>
<tr><td>建ぺい率／容積率</td><td colspan="2">60%／200%</td></tr>
<tr><td>用途地域</td><td>第一種中高層住居専用地域</td><td>第一種中高層住居専用地域
（東側一部：第二種中高層住居専用地域）</td></tr>
<tr><td>高度地区</td><td colspan="2">第 2 種高度地区</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">外壁の後退距離※2、芦屋景観地区　等</td></tr>
</table></td><td>２．活用対象跡地
<table>
<tr><th>区　分</th><th>南宮町市営住宅</th><th>浜町市営住宅</th></tr>
<tr><td>所在地</td><td>南宮町 16-A,B,C</td><td>浜町 13-1,2,3,4,5</td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td>1,960.49 ㎡</td><td>4,907.76 ㎡</td></tr>
<tr><td>延床面積※1</td><td>1,881.72 ㎡(3 棟計)</td><td>5,167.87 ㎡（5 棟計）</td></tr>
<tr><td>構造/階数</td><td>RC 造/3 階</td><td>RC 造/４階（3 棟）、3 階（2 棟）</td></tr>
<tr><td>建設年度</td><td>昭和 33 年,34 年,46 年</td><td>昭和 35 年(2 棟),36 年,37 年,38 年</td></tr>
<tr><td>戸数</td><td>計 48 戸</td><td>計 108 戸</td></tr>
<tr><td>建ぺい率／容積率</td><td colspan="2">60%／200%</td></tr>
<tr><td>用途地域</td><td>第一種中高層住居専用地域</td><td>第一種中高層住居専用地域
（東側一部：第二種中高層住居専用地域）</td></tr>
<tr><td>高度地区</td><td colspan="2">第 2 種高度地区</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">外壁の後退距離※2、芦屋景観地区　等</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

箇所	変更後（平成 27 年 3 月 20 日修正公表）	変更前（平成 27 年 1 月 30 日公表）
別紙 10 物価変動率による調整	第３条　（インフレスライド条項） （中略） ３　第１項の物価変動率を算出するための基準期間は、公共工事設計労務単価が改定される旨の公表があった月とする。 (中略) 第４条　（全体スライド条項とインフレスライド条項の関係等） １　市は、第２条第１項及び第３条第１項に基づく請求のそれぞれを、各１回に限り、することができる。 ２　事業者は、第２条第１項及び第３条第１項に基づく請求のそれぞれを、各１回に限り、することができる。 (中略) ４　前三項にかかわらず、市及び事業者は、相手方が先に第２条第１項又は第３条第１項に基づく請求を行なった場合、第３条第１項に基づく請求のみ行うことができる。この場合において、物価変動率は、第１条第１項の規定にかかわらず、以下の通りとする。 物価変動率　＝　α－１ α　＝　（当該請求における基準期間の建築費指数の平均値）/（自ら又は相手方の直前の請求における基準期間の建築費指数の平均値）	第３条　（インフレスライド条項） （中略） ３　第１項の物価変動率を算出するための基準期間は、市又は落札者が相手方に対して残工事費の変更を請求した月とする。 (中略) 第４条　（全体スライド条項とインフレスライド条項の関係等） １　市は、第２条第１項及び第３条第１項に基づく請求のうちいずれか一方を、１回に限り、することができる。 ２　事業者は、第２条第１項及び第３条第１項に基づく請求のうちいずれか一方を、１回に限り、することができる。 (中略) ４　前三項にかかわらず、市及び事業者は、相手方が先に第２条第１項又は第３条第１項に基づく請求を行なった場合、第３条第１項に基づく請求のみ行うことができる。この場合において、物価変動率は、第１条第１項の規定にかかわらず、以下の通りとする。 物価変動率　＝　α－１ α　＝　（後の請求における基準期間の建築費指数の平均値）/（先の請求における基準期間の建築費指数の平均値）

箇所	変更後（平成 27 年 3 月 20 日修正公表）	変更前（平成 27 年 1 月 30 日公表）
	参考：全体スライド及びインフレスライドのイメージ図 ※条項とイメージ図の記載に齟齬がある場合には条項が優先する。 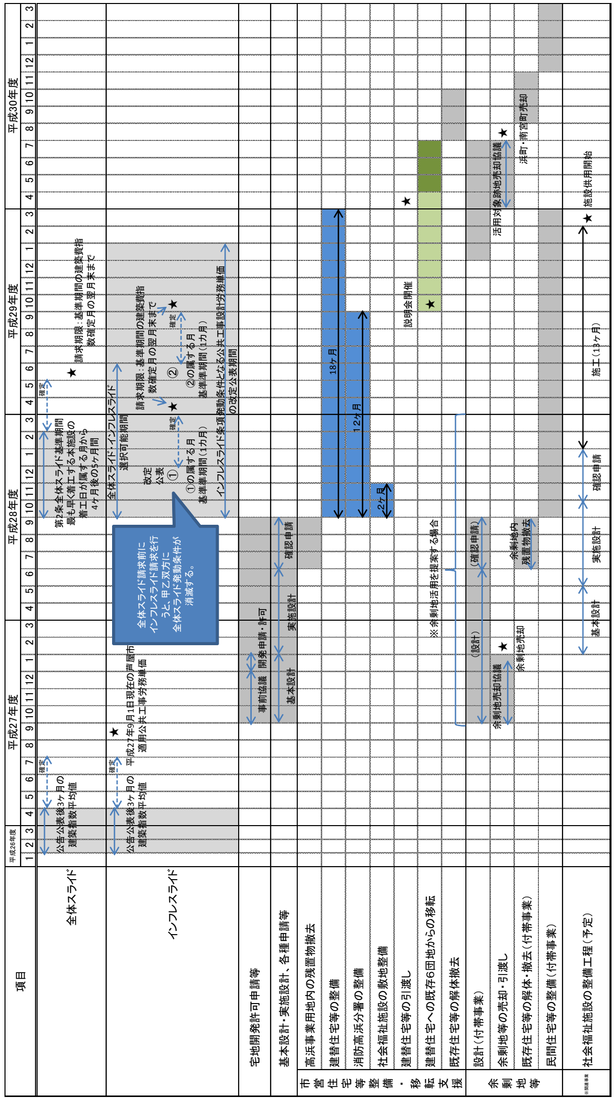	（追加）